

令和2年度A I ・ I o T等を活用した生産性向上支援事業 先端設備等導入コンサルティング（専門家派遣）実施要綱

1 趣旨

生産性向上特別措置法に基づく「先端設備等導入計画」の策定を検討している県内中小企業に対して、高度な知識・ノウハウを持つ専門家を派遣し、A I ・ I o T等を活用した先端設備等の導入を促進することで、県内中小企業の生産性向上を支援することを目的とする。

2 派遣対象者

本事業において派遣の申込みができる者は、次に掲げる要件に該当する事業者とする。

- (1) 県内に事業所を有する中小企業者であること（中小企業基本法第2条第1項に準拠する）
- (2) 生産性向上特別措置法に基づく「先端設備等導入計画」の策定を検討していること

3 派遣回数

原則として、専門家の派遣は、同一の事業者に対して令和3年3月31日までに2回以内とする。

4 専門家の活動

県からの派遣依頼を受けた専門家は、申請に基づき次のような活動を行うものとする。また、専門家は、派遣終了後速やかに「令和2年度A I ・ I o T等を活用した生産性向上支援事業 先端設備等導入コンサルティング（専門家派遣）業務報告書（様式5）」を青森県商工労働部地域産業課（以下、「地域産業課」という。）に提出する。

- (1) 「先端設備等導入計画」の策定に向けた現状分析や課題整理に必要な指導及び助言
- (2) 上記課題等に対する解決策の提示
- (3) その他「先端設備等導入計画」の策定に必要な活動

5 専門家派遣の申込み手続き

- (1) 専門家派遣を希望する者は、「令和2年度A I ・ I o T等を活用した生産性向上支援事業 先端設備等導入コンサルティング（専門家派遣）申請書（様式1）」を地域産業課へ提出する。
- (2) 地域産業課は、提出された申請書等を審査し、派遣が適当と判断される場合は、適切な専門家を選定し、派遣日程等について申請者と派遣予定の専門家との調整を図るものとする。
- (3) 地域産業課は、派遣日程等を決定した場合は、派遣する専門家に対して「令和2年度A I ・ I o T等を活用した生産性向上支援事業 先端設備等導入コンサルティング（専門家派遣）依頼書（様式2）」により指導及び助言等を依頼するとともに、申請

者に対して、「令和2年度A I ・ I o T等を活用した生産性向上支援事業 先端設備等導入コンサルティング（専門家派遣）決定通知書（様式3）」により派遣決定及び派遣日程等を通知する。

- (4) 申請者は、派遣終了後速やかに、「令和2年度A I ・ I o T等を活用した生産性向上支援事業 先端設備等導入コンサルティング（専門家派遣）利用報告書（様式4）」を地域産業課へ提出する。また、「先端設備等導入計画」認定後速やかにその写しを地域産業課に提出する。

6 専門家派遣の経費負担

専門家派遣に係る謝金及び旅費については、県の規定の範囲内で地域産業課が原則支払うものとする。

附則

この要綱は、令和2年4月8日から施行する。